

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 59 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020年3月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

## COVID-19 に関する豪州の状況と法的問題

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染は拡大を続け、各国対応に追われていますが、豪州もその例外ではありません。今回は、従前のニュースレターと異なり、COVID-19に関連するトピックに絞り、豪州の状況と COVID-19 から生じる法的問題について取り上げます。

### ・豪州の状況

豪州では、3月25日現在で、2000人以上の感染が確認されています。国内への新たな COVID-19 の流入を防ぐため、海外からの全ての帰国者は、自国民であるかどうかに関わらず14日間の自主隔離が義務付けられ、違反した場合は罰金や懲役に科されます。また、国民及び永住権を持つ者並びにその家族以外の豪州への渡航者は、入国が禁止されています。さらに、豪州政府は、国民に対して、海外への渡航禁止勧告を行い、これを受けて、豪州の主要な航空会社は日本行きを含む全ての国際線を一定期間運休としました。

国内では、豪州政府は、COVID-19 の感染拡大を抑えるため、可能な限り他の人と1.5m以上の距離をとり、握手や抱擁を控え、重症化するリスクが高い人々との身体的接触を最低限にするなどの社会的距離（social distancing）をとる措置を実施することを強く求めています。また、多数の人が集まる集会を禁止し、レストランや映画館、ジム、カジノ、博物館や図書館などの施設が閉鎖されました。さらに、各州政府は、独自に州境を封鎖したり、入境者への14日間の自主隔離を求めるなどの対応を取っています。これらは3月25日現在の状況ですが、日々新たな発表が行われており、今後の状況次第では、さらなる厳しい措置が取られる可能性もあります。



## ・法的問題（概要）

COVID-19の感染拡大は多くの企業に影響を与え、様々な法的問題を発生させます。クレイトンユッツ法律事務所では、以下の各分野についての論点と対応についてまとめています。資料（英語）はこちらの[リンク](#)からご確認いただけます。

- 価格設定及び消費者の権利に関する問題（消費者法）
- 債務不履行、不可抗力、契約の終了などの契約上の規定の適用に関して生じる問題（契約法）
- 職場の安全及び健康並びに従業員の権利に関する問題（労働法）
- 個人情報の収集、使用、管理及び開示に関する問題（プライバシー法）
- Material Adverse（重大な悪化）条項の適用の可否に関する問題（ファイナンス法）
- COVID-19が倒産手続に与える影響（倒産法）
- 保険のカバー対象の確認と保険請求の実務上の手続に関する問題（保険法）
- 環境法に基づく管理と法令遵守に関する問題（環境法）
- 連邦裁判所及び州裁判所の運営並びに政府による補償、政府の権限と罰則に関する説明
- 株主総会の運営に関する問題（会社法）
- サイバーセキュリティ上の問題

## ・個別の法的問題

### 契約法

ここからは、特に影響が大きいと思われる分野をいくつか抜粋します。まず、COVID-19によってビジネス上の影響が出た場合、契約上の不可抗力条項（force majeure）を根拠に救済を受けることができるか、検討することが有用です。具体的には、各契約において、不可抗力事由をどのように定めているか、これらの事象が不可抗力に該当する場合、当事者はどのような手続や行為を行う必要があるのか、それらを行った結果、どのような救済を受けられるのか等を確認する必要があります。

不可抗力条項の適用と交渉に関する実務上の留意点についての詳細（英語）は、こちらの[リンク](#)から確認できます。

### 労働法

事業者は、職場における安全衛生に関する法律に基づき、労働者の安全と健康を守る義務を負っています。同義務に基づき、事業者は、仕事の内容や職場の状況などの事情に照らして、各労働者が COVID-19に感染しやすい状況にあるかを分析し、在宅勤務を認めるなど、よりリスクの少ない方法で仕事に従事する環境を整えられるかを検討する

## オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

必要があります。さらに、高齢者や持病のある者など、重症化しやすいと言われるカテゴリーに属する労働者に関しては、さらなる特別な対応を認めるなど、個別の事情に応じた柔軟な対応が求められます。この際、反差別立法の観点から、年齢や障害を理由とした差別があると捉えられないよう、特別な措置に関する必要性和合理性を確認するプロセスがなされるべきであるといえます。

労働法上留意すべき事項及び実務上の対応方法の詳細（英語）については、こちらの[リンク](#)から確認できます。

## 倒産法

COVID-19 の影響を受けて、資金繰りが悪化し、事業の継続が困難となる企業が続出することが予想されます。これに対処するため、一時的な倒産法の改正が行われました。この改正は、少なくとも 6 ヶ月は継続される見込みです。

まず、豪州の倒産法上、会社が支払不能となったとき以降に、さらに新たな債務を負担する取引を行った場合、一定のセーフハーバー規定に定める要件に該当しなければ、取締役個人が責任を負うこととなります（破産取引阻止義務）。この義務は、支払不能となった会社が漫然と事業を続け、債権者が害されることを防止することを目的としていますが、今回の例外的な状況に鑑み、このセーフハーバー規定の範囲を拡大する改正が行われました。これにより、支払不能となって以降に、会社が通常の営業の範囲内で新たに負担した債務について、取締役は、原則として個人的責任を負わないこととされました。

また、債権者が債務者の破産申立てを行いたい場合、通常 **Statutory Demands** という書面を債権者から発行します。この書面が発行された場合、債務者は、21 日以内に当該債権者に返済を行うか、同期間内に **Statutory Demands** の取り消しを行わなければ、支払不能が推定され、裁判所は、破産手続を開始することができます。今回の改正により、この **Statutory Demands** を発行するために必要となる最低債権金額が 2,000 豪ドルから 20,000 豪ドルに引き上げられました。また、債務者に与えられる猶予期間が、21 日間から 6 ヶ月間に延長されました。

倒産法の改正の概要及び及び実務上の留意点の詳細（英語）については、こちらの[リンク](#)から確認できます。

## ・最後に

COVID-19 に対して、政府は対策を次々と打ち出しおり、それに付随して、今後も様々な法的問題が発生することが予想されます。何かお困りなことがありましたら、お気軽にジャパン・プラクティス・グループのメンバーにご連絡ください。

## 今後のセミナー等の予定

### 豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）（シドニー／メルボルン）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。代替日が決まりましたら、改めてご案内いたします。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

### 豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、11月下旬まで延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 豪州の観点から見たガバナンス（2019年8月13日、ブリスベン）

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV契約やJV運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

### 豪州企業の買収と運営（2019年3月12日、シドニー）

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版はこちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)